

諮問事件：

諮問番号：平成18年(情)諮問第4号

事件名：平成14年2月25日から3月1日までに実施された特定の地方公共団体に対する会計実地検査の申報書の一部開示決定に関する件

諮問日：平成18年12月28日

答申日：平成19年9月21日

答申書

第1 審査会の結論

特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が平成13年度に実施した検査の結果が記録された文書の開示請求に係る対象文書として特定された、本件地方公共団体に対して14年2月25日から同年3月1日までに実施された会計実地検査に係る申報書（以下「本件申報書」という。）の一部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく本件開示請求に関し、処分庁である会計検査院事務総長（以下「事務総長」という。）が平成18年11月30日付け180普第328号により行った一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 会計検査院が説明責任を唱えるのであれば、本件申報書を開示すべきである。

イ 本件開示請求に係る公営住宅に関し、本件地方公共団体が行った調査結果においては、住戸改善事業により設置された特定の物について、現時点で存在するか否かについては触れられていない。

ウ 本件審査請求を行ったのは、会計検査院がなぜ上記イの点の検査をしなかったのかを知りたかったからである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件申報書及び本件決定の概要

本件開示請求は、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が平成13年度に実施した検査の結果が記録された文書に対するものである。これに対し、処分庁は、審査請求人と合意の上、会計検査院が13年度に実施した本件地方公共団体における公営住宅関係の会計実地検査の結果が記録された行政文書として、本件申報書、すなわち本件地方公共団体に対して14年2月25日から同年3月1日までに実施された会計実地検査（以下「本件実地検査」という。）に係る申報書を対象文書として特定した。

そして、処分庁は、本件申報書に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査内容等に関する情報並びに出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影が記録された部分については不開示とし、その他の情報（特定の年月日に特定の検査箇所に対する実地検査を実施した事実に関する情報又は文書について、その存在又は外形を示す情報）が記録された部分については開示とする本件決定を行っている。

2 申報書に記録された情報の内容・性質

(1) 申報書に記録された情報の内容

申報書とは、会計検査院が実施する実地検査のため出張を命ぜられた職員のうち事務総長から主任官を命ぜられた者が当該実地検査の成績の要旨を記載して作成するものであり、帰庁後10日（他の検査箇所の会計実地検査に従事している期間を除く。）以内に当該検査担当課の課長（上席調査官を含む。以下同じ。）に提出し、当該検査担当課の課長及び局長を経て、事務総長に提出することとされている。

そして、申報書作成要領（昭和63年4月1日事務総長決定）によると、申報書に記載すべき項目は次のとおりとされている。

表紙

添書

出張日割表等

目次

申報事項

a 検査の方針

b 検査所見の概況

c 個別事項

このうち、添書には、申報書の供覧を受けた者が順次なつ印する部分

と、主任官以下出張官全員の官職及び氏名が記載され、氏名印がなつ印される部分がある。

また、申報事項のうち、「検査の方針」には、出張箇所ごとの検査項目について、重要項目（当該検査年次の検査計画において重点的に検査すべきものとされた重要な検査項目）、準重要項目（当該検査担当課において重要項目に準じて着眼することとしている検査項目）、特定着眼項目（重要項目又は準重要項目以外のもので、当該出張箇所について特に着眼した検査項目）及びその他の項目の各項目ごとに記載するとともに、各検査項目ごとの勢力配分比を記載することとされている。

「検査所見の概況」には、出張箇所及び検査項目ごとに、検査の結果、違法又は不当であると判断した事態、又はその疑義があり、引き続き検討する必要がある事態として、当該実地検査の最終日等に会計検査院と同院の検査の対象である国の機関・地方公共団体等（以下「受検庁」という。）との間で行われる実地検査の結果の打合せ（講評）において同院が通告した事項（以下「打合せ事項」という。）及びその他特に報告の必要を認めた検査事項について、各事項ごとに件名、事態の概要、今後必要としている事務処理、検査担当者の氏名等を記載することとされている。

そして、「個別事項」には、「検査所見の概況」に記載した事項のうち、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条の規定により作成・発遣される質問文書（照会文書）の起案の準備が整っているものなどについて、更に詳細に記載することとされている。

(2) 申報書に記録された情報の性質

上記(1)で述べたとおり、申報書は、特定の検査箇所ごとに、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において作成される当該実地検査の速報的な性質を有する文書である。

そして、申報書の「検査の方針」に記録される情報は、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の重要項目、準重要項目、特定着眼項目、その他の項目及び各項目ごとの勢力配分比であり、すなわち、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の実施計画に関する情報であって、現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、検査所見等（申報書の「検査所見の概況」又は「個別事項」に記載された実地検査の結果等をいう。以下同じ。）は、特定の検査箇所に対する実地検査の結果等に関する情報、それも事実関係の把握が不十

分な段階における未成熟な情報であって、その後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を経る必要があるものであり、それ自体、公表になじまない性格のものである。

なお、この「**実地検査の結果に関する情報**」とは、会計検査院が実地検査を実施した結果、疑義を生じた事態の有無・内容のことであり、これは、当該実地検査で打合せ事項とされた事態又はその他特に報告の必要を認められた検査事項が**申告書**に検査所見等として記録されたもの（検査所見等有り）のほか、打合せ事項がなかったなどのため、申告書に検査所見等として記録される事態がなかったこと（検査所見等無し）をも含むものである。

さらに、申告書については、会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日会計検査院長決定）により一律10年という長期の保存期間が設定されており、これは、申告書に記録された情報は、各検査担当課の検査の実実施計画に関する情報、並びにその着眼し選定した検査対象事項及び具体的な検査の着眼点、検査手法、検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動の内容に関する情報の集積としての意味を有するものであり、現在又は将来の検査過程における各種の検査事項に関する厳正かつ効果的な検査の実施のために、会計検査院内部において、検査上のノウハウとして有効活用されるべき情報であるからである。

また、申告書に記録された情報の全体からは、会計検査院の検査活動の内容の全貌を把握（俯瞰）することができるものでもある。

そして、このような申告書に記録された実地検査の実実施計画又は検査の結果等に関する情報は、検査上の秘密に属する情報であり、会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性格のものであって、この点においても公表になじまない性格のものである。

3 申告書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の一般的な不開示情報該当性

一般に、申告書が開示され、これに記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報（申告書に検査所見等が記録されているかどうか（検査所見等の有無）に関する情報を含む。以下同じ。）並びに出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影が明らかとされた場合には、次のようなおそれがある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

現行制度上、会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪

捜査等とは異なり、強制調査等の権限を背景として行われるものではなく、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法第20条第2項）という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査を実施するものと検査を受けるものとしての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係及び協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、検査の結果等を検討するために同院内部に設けられた慎重かつ周到な審理・判断過程を経て同院における最終的な意思決定機関である検査官会議の議決を経た最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報は、各年度における決算検査報告等に掲記して公表することとしている一方で、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来から不公表としている。

そして、受検庁では、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については不公表であることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っており、このような未成熟な検査の結果等に関する情報が公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、このような情報が開示された場合には、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院の検査過程又は審理・判断過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同

院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報の開示は、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程において厳正かつ円滑な検査を実施し、このことを通じて受検庁との間で事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有し、これにより不適切な会計経理の原因を究明するとともに、会計経理の適正を期し又は是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれがあり、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(2) 具体的な検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査院が行う検査活動は、その性質上、一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査年次ないし検査箇所に係る検査の実施計画に関する情報、並びにその着眼し選定した検査対象事項及び具体的な検査の着眼点、検査手法、実地検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動の内容に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属する事項であって、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に関する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

なぜなら、このような情報が開示された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に関する検査を実施する場合において、当該受検庁又はその他の関係者に同院の検査の実施計画又は具体的な検査活動の内容を察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるからである。

そして、前記2で述べたとおり、申報書に記録された情報は、個々の検査箇所ごとに、具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能なものである。また、会計検査院において保有する申報書に記録された情報の全体からは、同院が行う検査活動内容の全貌を把握することが可能である。

したがって、このような情報の開示は、会計検査院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれがある。

(3) 受検庁の不適切な会計検査対応を招来するおそれ

前記(1)のとおり、会計検査院が実施する会計検査は、強制調査等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが特定の受検庁等に対する厳しい社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、実地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった仮装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

また、会計検査院からの資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にこれが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も決して少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえると、申報書に記録された事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報が開示され、公表された場合には、受検庁一般又はその他の関係者一般に対し、このような情報の開示は会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し、会計検査院に対する不信感を生じさせるものであるなどとして、検査に対する非協力の理由ないし口実を与えるおそれがある。そして、その場合には、現在又は将来の検査過程において、受検庁等により所要の検査資料の作成・提出に応じないなどの不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院が受検庁から特別調書その他所要の検査資料の作成・提出を受けることに著しい支障を来し、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(4) 公正かつ慎重な審理・判断の確保等に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断過程を経て最終的な意思決定機関である検査官会議の議決を経た最終的かつ確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としている。したがって、検査官会議の議決を経していない検査の結果等に関する情報は、最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性

格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

そして、前記 2 (2) で述べたとおり、申報書に記録された特定の検査箇所に対する会計実地検査の結果等に関する情報は、会計検査院の具体的な検査活動内容の詳細を知り又は推認することが可能なものであり、また、実地検査後の検査過程における検討内容又は審理・判断過程における当該審理・判断の内容等を知り又は推認することが可能なものである。

したがって、このような情報が開示された場合には、会計検査院内部における公正かつ慎重な審理・判断をより実質的なものとするために設けられた慎重かつ周到な審理・判断過程の手続的な意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議など同院内部の審理・判断過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、その職務の適正な遂行のために他の国家机关に対し憲法上独立の地位を有する同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

(5) 会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られるなどのおそれ

前記 2 で述べたとおり、申報書は、特定の検査箇所に対する会計実地検査に関する速報の性質を有する文書であり、これに記録された当該実地検査の結果等に関する情報は、事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、これらの情報についてはその後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を行う必要があるものである。

したがって、このような情報の開示は、当該情報が会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(6) 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院の職務の性質上、常時実施している会計実地検査等を巡り、当該検査の結果等を決算検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者に対して様々な働きかけ又は圧力・干渉等

が行われる例は少なくない。

そして、会計検査院における特定の検査事項の担当者に対し外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官（検査担当者）に対しこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

したがって、申告書に記録された特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の氏名等に関する情報の開示は、当該検査担当者（出張官）に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官個人としての権利利益を害するおそれがある。

4 本件申告書に記録された情報の不開示情報該当性

(1) 具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の不開示情報該当性

前記3を踏まえ、本件申告書に記録された情報において、本件決定のうち具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

ア 法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

このような情報が開示された場合には、前記3(1)ないし(4)のとおり、次のようなおそれがある。

(ア) 厳正かつ円滑若しくは効果的な検査の実施等に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（前記3(1)ないし(3)）

(イ) 厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれ（前記3(2)）及び会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断過程における出席者相互間の自由で率

直な意見の交換等及びこれに基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼし、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、これにより検査の結果等に対する同院の審理・判断に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(前記3(4))
上記の(ア)及び(イ)により、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報(法第5条第6号柱書き)であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

イ 法第5条第5号該当性

また、このような情報が開示された場合には、前記3(1)、(2)、(4)及び(5)のとおり、次のようなおそれがある。

- (ア) 受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、会計検査院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に支障を及ぼすおそれ(前記3(1))
- (イ) 会計検査院における慎重かつ周到な審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等及びこれに基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼし、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、これにより検査の結果等に対する同院の審理・判断に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ(前記3(4))
- (ウ) 検査過程初期における事実関係の把握が十分でない段階における未成熟な情報が会計検査院の最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報であると国民一般に誤解されるおそれ、すなわち、当該情報が同院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるなどのおそれ(前記3(5))
- (エ) 会計検査院の検査内容を察知されるなどして同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、

特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれ（前記3(2)）

(オ) 事実関係の把握が十分でない段階における未成熟な検査の結果等に関する情報が明らかにされることにより、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれ（前記3(1)及び(5)）

上記の(ア)から(オ)までにより、当該情報は、「国の機関」及び「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるもの（法第5条第5号）に該当する。

(2) 出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影の不開示情報該当性

前記3を踏まえ、本件申報書に記録された情報において、本件決定のうち出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

ア 法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

前記3(6)のとおり、一般に、特定の検査事項に係る検査担当者に対し外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、会計検査院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、同院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官（検査担当者）に対しこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

そして、このような事情は、本件申報書に記録された出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影が開示された場合についてもそのまま当てはまるものである。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（法第5条第6号柱書き）であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は

違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(同号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)に該当する。

イ 法第5条第1号該当性

本件申報書に記録された出張官(主任官を除く。)の官職、氏名及び氏名印の印影は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(法第5条第1号本文)に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記3(6)のとおり、当該出張官に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして当該出張官個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は、法第5条第1号の規定する不開示情報に該当する。

なお、会計検査院では、特定の検査箇所に係る出張官の氏名等に関する情報のうち、主任官に係るものについては、一定の場合を除き、従来からこれを開示する取扱いをしてきたところであり、本件決定においても当該主任官の氏名等に関する情報については開示している。このように、主任官の氏名等に関する情報についてその他の一般の出張官と異なる取扱いをしているのは次のような理由によるものである。

すなわち、会計実地検査における主任官は、出張官を対外的に代表するとともに、他の出張官を指揮監督し、検査結果の打合せ(講評)その他の実地検査に係る統括的業務を処理する者である。また、主任官は、当該実地検査におけるすべての検査項目に関与するが、その関与は管理者的立場からのものである場合が少なくなく、必ずしも特定の検査事項に係る検査を直接担当するわけではない。

このため、会計検査院では、上記のような事情及び公益上の理由による裁量的開示を定める法第7条の規定の趣旨を踏まえ、主任官の氏名等に関する情報については、一定の場合を除き、法第5条第6号(イ及び柱書き)又は同条第1号に定める不開示情報に該当するものではなく、同条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして取り扱っている。

5 本件申報書の特定により開示されることとなる情報

前記2で述べたように、申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報として不開示とされるべき情報には、会計実地検査の結

果判明した事態の概要、当該事態について実施された検査の概要等のほか、
申報書に検査所見等が記録されているかどうか（検査所見等の有無）に関
する情報も含まれるものである。

そして、本件諮問事件において、処分庁は、前記1のとおり、本件地方
公共団体における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が13年度
に実施した検査の結果が記録された文書として本件申報書を特定している
ところ、このように本件申報書を本件開示請求の対象文書として特定した
ということが、直ちに、本件申報書の「2 検査所見の概況」又は「3
個別事項」に、当該公営住宅の住戸改善事業の検査結果が記録されている
かどうか（検査所見等の有無）についてまで明らかにするものではない。

すなわち、本件申報書が本件開示請求の対象文書として特定されたとい
うことは、会計検査院の特定の検査担当課が本件実地検査を実施した事
実及び同院が本件実地検査における実地検査の結果等（打合せ事項がなく
何らの検査所見等も記録されていない場合を含む。）を記録した申報書
という名称の文書を保有している事実を明らかにしたことにとどまり、本
件申報書に当該公営住宅の住戸改善事業の検査結果が記録されているか否
かを明らかにするものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行っ
た。

平成18年12月28日	諮問書の收受
平成19年4月5日	諮問庁から意見書を收受
同年4月23日	委員交代に伴う所要の手續の実施、諮問庁 の職員（会計検査院第3局国土交通検査第 1課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件 申報書の見分及び審議
同年6月11日	諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総 務課総務企画官ほか）からの口頭説明の聴 取及び審議
同年7月2日	審議
同年7月3日	審査請求人から意見書を收受
同年8月28日	審議
同年9月19日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件申報書について

開示請求書の記載によれば、本件開示請求は、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が平成13年度に実施した検査の結果が記録された文書に対してなされたものである。そして、処分庁は、これに該当する文書として、本件申報書、すなわち会計検査院が14年2月25日から同年3月1日までに実施した会計実地検査（本件実地検査）の結果等が記録された申報書を特定している。

申報書作成要領等によると、申報書には、表紙、添書、出張日割表等、目次及び申報事項を記載することとされている。このうち、添書には、申報書の供覧を受けた者が順次なつ印する部分と、主任官以下出張官全員の官職及び氏名が記載されるとともに氏名印がなつ印される部分がある。そして、申報事項として、検査の方針、検査所見の概況及び個別事項をこの順序で記載することとされている。このうち、検査所見の概況の部分には、当該会計実地検査の結果、違法・不当と判断した事態、又はその疑義があり、引き続き検討する必要があると認めた事態として、会計検査院が受検庁との打合せにおいて通告した打合せ事項等について、その内容及び今後の処理方針等を記載することとされており、また、個別事項の部分には、検査所見の概況に記載した事態のうち、更に詳細に記述すべき事項について記載することとされている。

そして、当審査会が本件申報書を見分するなどして調査したところ、これらの各部分のうち、表紙及び出張日割表等の部分についてはその全部が開示されており、添書、目次及び申報事項の部分についてはそれぞれその一部が開示とされている。

2 会計実地検査における打合せ事項と申報書

会計検査院が行う検査の過程において重要な役割を占めるのが、実際に検査箇所へ赴いて実施する会計実地検査であり、実地検査の結果、違法・不当であると判断した事態、又は違法・不当ではないかとの疑義があり、引き続き検討する必要があると認めた事態があった場合には、実地検査の最終日等に同院と受検庁との間で行われる打合せの場で、打合せ事項としてそのような事態の概要等について通告することとされている。諮問庁の説明によれば、会計検査院が実地検査において検査の端緒をつかみ、当該実地検査の終了後も引き続き検査を継続する必要があると認めた事態等がある場合には、必ずこの打合せの場において、今後の検査継続等について受検庁に対し通告することとしているとのことである。そして、このような実地検査の打合せにおいて受検庁に対し通告した打合せ事項等が、申報書において検査所見の概況等として記載され、会計検査院の上層部にまで報告

されることとなる。

3 不開示情報該当性について

(1) 添書

添書については、本件申報書の供覧を受けた者のなつ印部分と主任官の官職、氏名及び氏名印の印影部分が開示され、主任官を除く出張官の官職、氏名及び氏名印の印影部分が不開示とされている。

これらの出張官の氏名等を公にした場合、本件実地検査において本件地方公共団体に対する検査に従事した者を特定することができると認められる。

会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施するものと検査を受けるもの及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあり、実際、そのように外部からの様々な働きかけ又は不当な圧力・干渉等が加えられた例も存在するとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

もちろん、一般に、特定の検査箇所に対する会計実地検査の担当者である出張官が明らかになることによって直ちに特定の検査事項の担当者が明らかになるとまではいえず、本件の場合も、本件決定によって既に開示されている主任官の氏名等に加え、出張官全員の氏名等を明らかにしたとしても、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業の検査を担当した検査担当者がそのうちの者であるかなどといったことが直ちに明らかになるとはいえない。

しかし、本件実地検査の検査担当課は、本件決定によって既に開示されており、かつ、当該検査担当課の事務分掌事項は公表されていることから、本件実地検査において検査対象となっていた事務・事業の範囲・内容等を推認できる状況となっている。

そして、前記のような事情からすると、特定の検査箇所に対する実地検査の担当者である出張官が広く一般に知られるところとなるだけでも、当該検査箇所又は当該事務・事業に関係を有する外部の関係者等から当該出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあると認められる。

なお、本件実地検査自体は既に終了しているものの、会計検査の継続

性・反復性からすると、当該出張官に対する上記のような圧力・干渉等は、本件実地検査や当該検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該出張官に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、本件申報書の添書に記録された本件実地検査の出張官(主任官を除く。)の氏名等は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第1号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、当該部分に記録されている情報のうち、出張官の官職のみを開示することも、次のような理由から、相当でないと認められる。

すなわち、本件実地検査の検査担当課は、前記のとおり、本件決定によって既に開示されており、また、本件決定に基づく開示の実施の結果、本件実地検査の出張官の人数は容易に推認できる状況となっている。会計検査院において、各検査担当課に所属する者の人数は、管理職や検査を担当しない庶務業務従事者を含めておおむね20名から30名程度であり、そのうち検査業務に従事する者の数は、主任官となることが予定されている副長以上の職にある者を除き、10数名から20名程度であるのが通常である。そして、それらの者は調査官、調査官補、事務官等の各官職にある者に区分されている。本件実地検査の検査担当課においても、検査業務に従事する者であって、副長以上の職にない者の数は限られていることから、本件決定に基づく開示の実施の結果、既に容易に推認できることとなっている出張官の総数に加え、さらに出張官の官職を公にすることにより、官職別の出張官の人数が明らかになると、別途開示請求することにより開示されることが見込まれる職員名簿等の情報と照合することにより、出張官の氏名が相当程度特定されるおそれがある。その結果、本件出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあることは否定できないと考えられる。

また、前記のとおり、本件決定では、主任官の氏名等は開示されている。これについて、諮問庁では、会計実地検査の出張官のうち、副長以上の職にあり、実地検査の主任官とされた職員については、管理者的立

場にあり、対外的に出張官を代表する職員であって、必ずしも常に特定の検査事項に係る検査を直接担当するわけではないことから、このような事情等を踏まえ、その氏名等に関する情報は開示することとしており、したがって、当該部分についても開示したものであると説明している。

(2) 目次及び申報事項

目次及び申報事項については、目次の部分のうち、検査の方針の項目に係る記載、目次であることを示す記載及び頁番号であることを示す記載、並びに検査の方針の部分の表題、並びに表のうち、出張箇所の名称の記載部分、これに係る書式部分及びこれらの直下の行が開示され、これらを除いた部分が不開示とされている。

なお、本件決定に基づく開示の実施において、申報事項が記録されている部分は、全部で7枚であることが明らかにされている。

諮問庁は、これらの不開示とされている部分には、具体的な検査事項・検査内容等に関する情報が記録されており、当該情報が明らかにされた場合には、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれなど、前記第3の3で述べた各種の「おそれ」があることから、当該情報は、法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号に規定する「おそれ」があるものに該当すると主張している。

また、諮問庁は、申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報として不開示とされるべき情報には、申報書に「検査所見の概況」等が記録されているかどうか（打合せ事項等の有無）に関する情報も含まれるとし、本件開示請求の対象として本件申報書を特定したということは、会計検査院の特定の検査担当課が本件実地検査を実施した事実、及び同院が本件実地検査における実地検査の結果等（打合せ事項がなく「検査所見の概況」等が何ら記録されていない場合を含む。）を記録した申報書という名称の文書を保有している事実を明らかにしたことにとどまり、本件申報書の「検査所見の概況」等に本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業の検査結果が記録されているかどうか（打合せ事項等の有無）についてまで明らかにするものではないとしている。

前記1のとおり、申報事項の部分には、検査の方針並びに検査所見の概況及び個別事項（打合せ事項等）を記載するとされていることから、本件申報書の目次及び申報事項のうち不開示とされている部分が開示された場合には、本件実地検査における打合せ事項等の有無が明らかにな

ることになる。そして、打合せ事項等の有無に関する情報を公にした場合、以下のように、会計検査院の検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

ア 会計検査院が実施する実地検査の過程においては、各検査担当者は、受検庁に対し、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりするのが通常であるが、そのすべてが実地検査の最終日等に行われる打合せの場で打合せ事項として通告されるわけではない。すなわち、打合せ事項とされるのは、各検査担当者が検査の過程で行った多くの質問、疑問、注意等に係る事態のうち、重要性が高いものであったり、今後引き続き検査を継続する必要があると判断されたものであったりする事態に限られるのであって、検査箇所によっては、このような打合せ事項とされるべき事態がないという場合も必ずしも少なくないとのことである。

このような事情を踏まえると、打合せ事項として正式に通告される事態があるか否かということは会計検査院にとっても受検庁にとっても重大な問題であり、また、何らかの打合せ事項があったというだけで、受検庁等が一定の社会的非難を受ける場合があることも否定できない。一方、打合せは、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において行われるものであり、打合せで通告された事態やそれについての見解は、その後の検査、受検庁との意見交換、会計検査院内における審議等によって更に検討が加えられるべき精度不十分なものであって、打合せ事項がそのまま同院が公表する正式な指摘事項等となるものではない。

したがって、打合せ事項等の有無に関する情報は、検査の過程における検査の結果等に関する情報の重要な一部を成すものであり、また、必ずしもそれがそのまま会計検査院の公表する正式な指摘事項等につながるわけではないという意味での未成熟性を有しているものであると考えられる。

一般に、検査過程等における情報について、会計検査院では、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除して、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び検査の結果等の審理・判断を行うことができるよう、これらの情報は外部に公表しないという立場をとっている。

そして、会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、

同院における最終的な結論とは異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。そのような前提の下に、会計検査院と受検庁との間では、検査の過程における検査の結果等に関する情報は外部に公表されるものではないという信頼の下で、問題とされた事態について、十分な情報・資料を提供及び収集し、それらに基づいて率直に意見を交換し、様々な角度から討議を行っているものと認められる。

このため、目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分が開示され、打合せ事項等の有無に関する情報が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件実地検査に直接関係する受検庁に対してのみ生じるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等の途上にある未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収

集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

イ ただし、申報事項のうち検査の方針の部分については、打合せ事項等の有無にかかわらず、常に記載されることになっているので、その記載から打合せ事項等の有無が直ちに明らかになるわけではない。しかし、検査の方針の部分には、表形式で、本件実地検査に係る出張箇所(本件地方公共団体)の名称及びそれに対する具体的な検査の方針、すなわち、重点的に検査することとしている検査項目、これに準じて着眼することとしている検査項目、当該出張箇所について特に着眼した検査項目等の別に、その具体的な検査項目及び各検査項目ごとの勢力配分比が記録されており、このうち具体的な検査の方針を記載すべき部分及びこれに係る書式部分のうち重点項目、これに準じる項目等の別を示す記述(これらの部分に係る枠線を含む。)については表の後半部分に当たることから、これらを開示すると、申報事項のうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまうことになる。そして、本件申報書については、本件決定に基づく開示の実施において、申報事項が記録されている部分は全部で7枚であることが明らかにされているため、そのうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになれば、それより後の部分の有無により、結果的に検査所見の概況等として記録された打合せ事項等の有無が推認されてしまうこととなると認められる。

さらに、上記の具体的な検査の方針に関する情報が公にされた場合には、同種・類似の検査を行うことが予想される出張箇所において、当該重点事項や勢力配分の大きい事項等に的を絞っていわゆる検査対策を講じることを容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉等を招来したりするなどのおそれもあると認められる。

なお、検査の方針の部分の表は、出張箇所ごとに区分して記載するよう、書式上、左右二つの列が設けられているが、本件申報書については、出張箇所が本件地方公共団体(管内の団体等を含む。)1箇所のみであることから、表のうち右側の列には具体的な記載はなされていない。このため、同列については、開示したとしても、具体的な検査の方針を明らかにすることにはならないものの、当該部分を開示すると、検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまう

い、その結果、打合せ事項等の有無が推認されてしまうことになる点には変わりはない。

上記のア及びイにより、本件申報書の目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分に記録されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、会計検査院が説明責任を唱えるのであれば、本件申報書を開示すべきであると主張している。これは、本件申報書のうち不開示とされている部分を開示することが、国民に対して説明責任を果たすという公益に合致することから、法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとする趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、前記3で述べたように、これらの部分を公にした場合、会計検査院の検査担当者ないし出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来したり、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれたりして、同院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して本件申報書のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件申報書の一部を不開示とした本件決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆
委員 河 野 正 男
委員 早 坂 禧 子